



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年10月6日金曜日 第2915号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（障がい福祉課）... 754
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 754
 公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....（港湾海岸課）... 755
 土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 756
 道路の供用開始（県道河中平井停車場線）.....（中予地方局管理課）... 756
 道路の区域変更（県道上尾峠久万線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 756

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙事務執行規程の一部改正.....（選挙管理委員会）... 757
 開票区の設置の一部改正.....（ " ）... 757

告 示

○愛媛県告示第1084号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年10月6日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
山下クリニック	宇和島市桜町1-38	山下 与彦	腎臓に関する医療 （育成医療・更生医療）	平成29年 9月1日
松の実薬局	四国中央市土居町土居856番地	愛ファーマシー株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成29年 9月1日
レデイ薬局 喜田村店	今治市喜田村一丁目5番5号	株式会社レデイ薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成29年 9月16日

○愛媛県告示第1085号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年10月6日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社 履継会	伊予郡砥部町高尾田866番地7 ランドコーポレーションビル101	訪問看護リハステーションCORE	伊予郡砥部町高尾田866番地7 ランドコーポレーションビル101	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	平成29年 9月1日

○愛媛県告示第1086号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成29年10月6日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出日 年月日
イオンタウン川之江	四国中央市妻鳥町字 樋之上1795番地 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	三井住友ファイナ ンス&リース株式 会社 代表取締役 川村 嘉則 三菱UFJリース株 式会社 代表取締役 白石 正	三井住友ファイナ ンス&リース株式 会社 代表取締役 橋 正喜 三菱UFJリース株 式会社 代表取締役 柳井 隆博	平成29年 6月27日 ほか	平成29年 9月11日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1087号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成29年10月6日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西条市

西条市明屋敷164番地

代表者 西条市長 玉井 敏久

西条市丹原町高松甲1351番地1

2 埋立区域

(1) 位置

2 工区

西条市ひうち字西ひうち7番7の地先公有水面

(2) 区域

2 工区

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と6の地点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位（D.L.+3.40メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（西条市ひうち字東ひうち20番地の国土地理院「ひうち緑地」四等三角点）は、北緯33度56分15.8675秒、東経133度12分15.3700秒の地点

1の地点は、基点から真北294度07分49秒1.626.11メートルの地点

2の地点は、1の地点から真北343度52分44秒12.00メートルの地点

3の地点は、2の地点から真北73度51分29秒0.60メートルの地点

4の地点は、3の地点から真北343度52分52秒38.00メートル

の地点

7の地点は、4の地点から真北73度56分17秒41.37メートル

の地点

6の地点は、7の地点から真北163度53分34秒50.07メートル

の地点

(3) 面積

2 工区

2,076.62平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成18年3月29日 愛媛県指令17港第685号

4 しゅん功認可年月日

平成29年10月6日

○愛媛県告示第1088号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成29年10月6日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西条市

西条市明屋敷164番地

代表者 西条市長 玉井 敏久

西条市丹原町高松甲1351番地1

2 埋立区域

(1) 位置

西条市ひうち字西ひうち7番7から同7番19までの地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち1点から4点までを順次直線で結ぶ平成9

年7月18日付け愛媛県指令第137号の免許に係る埋立の埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+2.95メートルにより決定）、4点から12点までを順次直線で結んだ線、12点から14点を結び平成26年の秋分の満潮位（D.L.+3.55メートル）の陸と公有水面との接する線、14点から18点までを順次直線で結び平成18年3月29日付け愛媛県指令17港第685号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+3.40メートルにより決定）及び18点と1点を結び平成26年の秋分の満潮位（D.L.+3.55メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西条市ひうち字東ひうち20番地の国土地理院「ひうち緑地」四等三角点）は、北緯33度56分15.8675秒、東経133度12分15.3700秒の地点

1点は、基点から真北293度14分46秒1.65652メートルの地点

2点は、1点から真北343度57分01秒56.22メートルの地点

3点は、2点から真北253度57分25秒3.22メートルの地点

4点は、3点から真北343度57分01秒444.69メートルの地点

5点は、4点から真北73度59分48秒11.94メートルの地点

6点は、5点から真北163度57分06秒1.37メートルの地点

7点は、6点から真北73度55分45秒50.10メートルの地点

8点は、7点から真北343度33分05秒0.11メートルの地点

9点は、8点から真北73度49分35秒39.91メートルの地点

10点は、9点から真北163度57分22秒449.11メートルの地点

11点は、10点から真北74度06分26秒0.30メートルの地点

12点は、11点から真北163度51分20秒0.55メートルの地点

13点は、基点から真北296度25分40秒1.62767メートルの地点

14点は、13点から真北164度24分26秒0.04メートルの地点

15点は、14点から真北253度56分18秒41.37メートルの地点

16点は、15点から真北163度52分52秒38.00メートルの地点

17点は、16点から真北253度51分29秒0.60メートルの地点

18点は、17点から真北163度52分44秒12.00メートルの地点

(3) 面積

47,819.03平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成28年2月3日 愛媛県指令27港第446号

4 しゅん功認可年月日

平成29年10月6日

○愛媛県告示第1089号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市下島山土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年10月6日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	坪井正実	西条市船屋甲620-1

○愛媛県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年10月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	河中平井停車場線	松山市小野町乙16番93から同町乙16番115まで	平成29年10月6日
"	"	松山市河中町乙55番17	"

○愛媛県告示第1091号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年10月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名甲3650番4から同町二名乙1520番4まで 及び 上浮穴郡久万高原町二名乙1557番1地先から同町二名甲3302番3地先まで	旧	メートル 8.2~36.0 4.0~27.0	キロメートル 0.425 0.325	
		上浮穴郡久万高原町二名甲3650番4から同町二名乙1520番4まで	新	8.2~36.0	0.425	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第54号

愛媛県選挙事務執行規程（平成12年3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成29年10月6日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																																										
<p>（候補者通知受理簿）</p> <p>第31条 市町委員会は、候補者通知受理簿を備え、令第92条第1項又は第10項の規定による通知を受けたときは、これに当該候補者の氏名、本籍、住所、生年月日、職業及び所属党派（候補者届出政党の届出に係る候補者にあつては、候補者届出政党の名称）その他必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>別記</p> <p>省略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>事 項</th> <th>根 拠 条 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～33</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>立候補の届出、辞退等の報告及び通知</td> <td>法第86条第13項、法第86条の4第11項、令第92条第1項、第2項、<u>第8項、第9項、第11項</u></td> </tr> <tr> <td>35～42</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第21号様式</p> <p>その1 当該市町に属する選挙人に関する不在者投票事務処理簿</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">省略</td> <td colspan="2">令59条の6の3の規定により指定市町村の選挙管理委員会で投票送信用紙等の交付を受けた船員</td> <td rowspan="3">備 考</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>その2 省略</p> <p>その3 省略</p>			様式番号	事 項	根 拠 条 文	1～33	省略		34	立候補の届出、辞退等の報告及び通知	法第86条第13項、法第86条の4第11項、令第92条第1項、第2項、 <u>第8項、第9項、第11項</u>	35～42	省略		省略	令59条の6の3の規定により指定市町村の選挙管理委員会で投票送信用紙等の交付を受けた船員		備 考	住 所	氏 名			<p>（候補者通知受理簿）</p> <p>第31条 市町委員会は、候補者通知受理簿を備え、令第92条第1項又は第9項の規定による通知を受けたときは、これに当該候補者の氏名、本籍、住所、生年月日、職業及び所属党派（候補者届出政党の届出に係る候補者にあつては、候補者届出政党の名称）その他必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>別記</p> <p>省略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>事 項</th> <th>根 拠 条 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～33</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>立候補の届出、辞退等の報告及び通知</td> <td>法第86条第13項、法第86条の4第11項、令第92条第1項、第2項、<u>第7項、第8項、第10項</u></td> </tr> <tr> <td>35～42</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第21号様式</p> <p>その1 当該市町に属する選挙人に関する不在者投票事務処理簿</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">省略</td> <td colspan="2"></td> <td rowspan="3">備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>その2 省略</p> <p>その3 省略</p>			様式番号	事 項	根 拠 条 文	1～33	省略		34	立候補の届出、辞退等の報告及び通知	法第86条第13項、法第86条の4第11項、令第92条第1項、第2項、 <u>第7項、第8項、第10項</u>	35～42	省略		省略			備 考				
様式番号	事 項	根 拠 条 文																																											
1～33	省略																																												
34	立候補の届出、辞退等の報告及び通知	法第86条第13項、法第86条の4第11項、令第92条第1項、第2項、 <u>第8項、第9項、第11項</u>																																											
35～42	省略																																												
省略	令59条の6の3の規定により指定市町村の選挙管理委員会で投票送信用紙等の交付を受けた船員		備 考																																										
	住 所	氏 名																																											
様式番号	事 項	根 拠 条 文																																											
1～33	省略																																												
34	立候補の届出、辞退等の報告及び通知	法第86条第13項、法第86条の4第11項、令第92条第1項、第2項、 <u>第7項、第8項、第10項</u>																																											
35～42	省略																																												
省略			備 考																																										

○愛媛県選挙管理委員会告示第55号

開票区の設置（平成17年8月愛媛県選挙管理委員会告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月6日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1	<p>開票区を設ける選挙</p> <p>衆議院比例代表選出議員の選挙</p> <p><u>愛媛県議会議員の選挙</u></p>	1	<p>開票区を設ける選挙</p> <p>衆議院比例代表選出議員の選挙</p> <p>_____</p>
2	開票区	2	開票区

市町名	開票区名	区 域
松山市	松山市（第1区）開票区	番町投票区、八坂投票区、素鷲第1投票区、素鷲第2投票区、素鷲第3投票区、東雲第1投票区、東雲第2投票区、清水第1投票区、清水第2投票区、清水第3投票区、味酒第1投票区、味酒第3投票区、新玉投票区、雄郡第1投票区、雄郡第2投票区、雄郡第3投票区、たちばな投票区、五明投票区、伊台第1投票区、湯山第1投票区、湯山第2投票区、道後第1投票区、道後第2投票区、道後第3投票区、桑原第1投票区、桑原第2投票区、桑原第3投票区、久米第1投票区、久米第2投票区、小野第1投票区、 _____、石井第1投票区、石井第2投票区、石井第3投票区、椿第1投票区、余土投票区、垣生投票区、生石第1投票区、生石第2投票区、味生第1投票区、味生第2投票区、久枝第1投票区、久枝第2投票区、和気投票区、潮見投票区、堀江投票区、東大栗投票区、三津浜投票区、宮前投票区、新浜投票区、高浜投票区、由良投票区、泊投票区、鷲ヶ巣投票区、門田投票区、久米第3投票区、石井第4投票区、椿第2投票区、さくら投票区、姫山投票区、小野第2投票区、湯山第3投票区、城西投票区、伊台第2投票区、窪田投票区
	松山市（第2区）開票区	久谷第1投票区、久谷第2投票区、久谷第3投票区、久谷第4投票区、浮穴投票区、北条第1投票区、北条第2投票区、北条第3投票区、北条第4投票区、北条第5投票区、北条第6投票区、北条第7投票区、北条第8投票区、北条第9投票区、北条第10投票区、北条第11投票区、北条第12投票区、北条第13投票区、北条第14投票区、北条第15投票区、北条第16投票区、北条第17投票区、北条第18投票区、北条第19投票区、北条第20投票区、北条第21投票区、北条第22投票区、北条第23投票区、北条第24投票区、中島第1投票区、中島第2投票区、中島第3投票区、中島第4投票区、中島第5投票区、中島第6投票区、中島第7投票区、中島第8投票区、中島第9投票区、中島第10投票区、中島第11投票区、中島第12投票区、中島第13投票区、中島第14投票区、中島第15投票区、中島第16投票区、中島第17投票区

市町名	開票区名	区 域
松山市	松山市（第1区）開票区	番町投票区、八坂投票区、素鷲第1投票区、素鷲第2投票区、素鷲第3投票区、東雲第1投票区、東雲第2投票区、清水第1投票区、清水第2投票区、清水第3投票区、味酒第1投票区、味酒第3投票区、新玉投票区、雄郡第1投票区、雄郡第2投票区、雄郡第3投票区、たちばな投票区、五明投票区、伊台第1投票区、湯山第1投票区、湯山第2投票区、道後第1投票区、道後第2投票区、道後第3投票区、桑原第1投票区、桑原第2投票区、桑原第3投票区、久米第1投票区、久米第2投票区、小野第1投票区、久谷第1投票区、久谷第2投票区、久谷第3投票区、久谷第4投票区、浮穴投票区、石井第1投票区、石井第2投票区、石井第3投票区、椿第1投票区、余土投票区、垣生投票区、生石第1投票区、生石第2投票区、味生第1投票区、味生第2投票区、久枝第1投票区、久枝第2投票区、和気投票区、潮見投票区、堀江投票区、東大栗投票区、三津浜投票区、宮前投票区、新浜投票区、高浜投票区、由良投票区、泊投票区、鷲ヶ巣投票区、門田投票区、久米第3投票区、石井第4投票区、椿第2投票区、さくら投票区、姫山投票区、小野第2投票区、湯山第3投票区、城西投票区、伊台第2投票区、窪田投票区
	松山市（第2区）開票区	北条第1投票区、北条第2投票区、北条第3投票区、北条第4投票区、北条第5投票区、北条第6投票区、北条第7投票区、北条第8投票区、北条第9投票区、北条第10投票区、北条第11投票区、北条第12投票区、北条第13投票区、北条第14投票区、北条第15投票区、北条第16投票区、北条第17投票区、北条第18投票区、北条第19投票区、北条第20投票区、北条第21投票区、北条第22投票区、北条第23投票区、北条第24投票区、中島第1投票区、中島第2投票区、中島第3投票区、中島第4投票区、中島第5投票区、中島第6投票区、中島第7投票区、中島第8投票区、中島第9投票区、中島第10投票区、中島第11投票区、中島第12投票区、中島第13投票区、中島第14投票区、中島第15投票区、中島第16投票区、中島第17投票区